

令和5年2月10日

関係各位

NPO法人日本躰道協会  
理事長 板山 宜弘

## 躰道活動（稽古）における新型コロナウイルス感染拡大 予防ガイドラインの改訂について

平素より日本躰道協会の活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの騒動開始から3年が過ぎましたが、現在では全国的にコロナ関係の制限が緩和されており、本格的に日常を取り戻す新しいステージを迎えております。政府からもゴールデンウィーク明けの5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけを2類相当から5類へと引き下げる決定が下されたところでございます。

つきましては、日本躰道協会としましても、今後は感染拡大抑止に配慮しつつ、より躰道活動の充実を図ってまいりたいと存じますので、躰道の稽古や合宿時には下記のポイントをおさえ実施していただければと存じます。

ご確認のほどよろしくお願いいたします。

### 記

- ・新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者については、指定された療養・待機期間や活動復帰条件を満たしてから練習に参加すること。
- ・発熱や体調が悪い場合は参加を控えること。
- ・稽古前と稽古後に手洗い（もしくはアルコール消毒）を行うこと。
- ・窓を開けるなどの換気ができる場合は、積極的に換気を行うこと。
- ・稽古中のマスク着用は任意とする。
- ・自治体や使用施設・大学等のルールを優先すること。
- ・今後もコロナによる活動規制の緩和が見込まれることから、各団体で状況に応じた活動方法を検討し対応していくこと。

以上